新湊信用金庫

令和6年能登半島地震による「地震被害に関する特別相談窓口」の設置 および預金払い戻し等の対応について

このたびの能登地方を震源とする地震の影響により被害を受けられた皆さまに心からお 見舞い申し上げます。

新湊信用金庫 理事長(松岡 文雄) は、今般の地震の影響による被害と、これに伴う資金 繰り等に関するご相談、ご要望にお応えするため下記の通り相談窓口を設置しました。

また、預金通帳などの紛失に対しましてもご相談に応じるとともに、便宜のお取り扱いをさせていただきます。

1. 相談窓口の設置

窓口設置期間	2024年1月4日(木)から当面の間
設置店舗	全店(サテライト店舗含む)
設置日時	通常の営業日時(※)
対象となるお客さま	中小企業および個人事業主のお客さま
	一般個人のお客さま(当金庫とのお取引の有無は問いません)

[※] 店舗により営業時間が異なりますので、詳細は当金庫ホームページまたは最寄りの店舗 までお問合せください。

2. 預金等の便宜支払いのご相談

窓口設置期間	2024年1月4日 (木) から当面の間
対応店舗	全店(サテライト店舗含む)
対象となるお取引先	災害救助法が適用された住所のお取引先
ご相談	・預金通帳、証書、印章等を紛失された場合のお支払い
便宜扱いの内容	・定期預金等の期日前払出のご相談
	・損傷紙幣等のお引き換え
	・国債を紛失された場合のご相談
	・今回の災害により支払期日を経過した手形
	(電子記録債権含む) に関するご相談
	・災害に伴う応急資金等のご相談
	・その他

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉

相談窓口の設置について 業務推進部 預金等の便宜支払いについて 業務管理部

電話番号:0766-82-8613